

福 指 第 446 号
令和 4 年 1 月 21 日

各高齢者施設及び事業所の管理者 様
各障害者施設及び事業所の管理者 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち
社会機能維持者の待機期間の取扱いについて（通知）

現在、全国的にオミクロン株による感染が急拡大しており、本県においても更なる感染拡大が想定され、感染者の家族など感染者と濃厚接触があった者も多く発生することが想定されます。

濃厚接触者は、感染している可能性があるため、これまで 14 日間の自宅待機をお願いしていましたが、今般、令和 4 年 1 月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡にて、待機期間が 10 日間に短縮されました。

今後、多数の濃厚接触者が自宅待機することにより、結果として、地域における社会機能の維持に必要な事業に支障が生じることが想定されることなどを踏まえ、地域における社会機能の維持に必要な事業に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）については、社会機能の維持に必要なやむを得ない場合には、各事業者において、必要な検査を行った上で、濃厚接触者となった社会機能維持者の自宅待機期間を短縮することができることとします。

つきましては、下記に留意の上、適切に対応するようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の待機期間の取扱い

別添 1 「社会機能の維持に必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要」のとおり

2 社会的機能維持者の範囲

別添 2 「社会機能を維持するために必要な事業」の例示を踏まえ、事業者自身で判断してください。（保健所等への事前の相談・連絡は不要です。）

3 検査の受検方法等

市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。

抗原定性検査キットは医薬品卸売販売業者から購入可能です。

購入可能な卸売販売事業者のリストや抗原定性検査キットの購入や使用に当たっての注意点などは以下の静岡県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html>

なお、検査費用は事業者自身が負担してください。この検査は、現在薬局などで実施している、感染に不安のある人に対する無料検査を受けることはできません。

4 実態調査への協力

社会機能維持者の待機期間の短縮を行った場合、当該事業者は、以下のとおり実態調査に御協力をお願いします。

目的	新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、緊急事態宣言の適用など新型コロナウイルス感染症対策の検討の資料とします。
調査手法	インターネットアンケート 以下の URL にアクセスして回答してください。 https://forms.gle/KZVgyNbLcTY7i8uA9
主な調査項目	事業所名、所在市町、業種、待機期間を短縮した人数
調査頻度等	<u>月曜日～日曜日の人数を翌水曜日までに回答</u> ※待機期間を短縮した人がいる週ごとに回答してください。 ただし、回答を忘れた週がある場合、遡っての回答不要です。
その他	・回答は任意です。実際に短縮した場合に回答をお願いします。 ・実施状況を取りまとめて公表する場合がありますが、個々の企業が特定されることはありません。

5 よくある質問

別添3「濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問」のとおり

6 その他

今回の濃厚接触者の待機期間の取扱い等に関する周知用のチラシを添付しますので、適宜活用ください。

- ・「濃厚接触者の待機期間は原則 10 日間」
- ・「もしあなたがコロナになったら」
- ・「もしあなたが濃厚接触者になったら」
- ・「従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は」

担当 福祉長寿局福祉指導課

電話 054 - 221 - 3256